在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し(案)



現状

本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者(養成施設ルート)に限り,在 留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)における関連記載

9. 規制制度改革等(2)介護分野における外国人人材 アジア健康構想の下,介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え, 実務者研修を受講し,介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや,海外に おける日本語習得環境の整備を通じ,介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

対応方針

以下の方針で, 在留資格「介護」の上陸基準省令の見直しを行う。

- ○「養成施設ルート」以外のルートで介護福祉士となった者についても,在留資格「介護」を決定。
- 技能実習生が「実務経験ルート」で介護福祉士となった場合,技能実習制度の制度趣旨から, 在留資格「介護」を決定する際に、『技能実習で学んだ技能等について本国への移転に努めるもの と認められること』を要件とする。

(見直しのイメージ)

	養成施設 ルート	実務経験 ルート	福祉系高校 ルート	EPA ルート
改正前	0	×	×	×
改正後	0	○ (注)	0	0

(注)技能実習生の場合,『技能実習で学んだ技能等について本国への移転に努めるものと認められること』を求める。



介護福祉士の取得ルート

ルート	概要	法令 (注)
養成施設 ルート	<u>介護福祉士養成施設(専門学校など)を卒業</u> し、介護福祉士となるルート	・法40条2項1~3号
実務経験ルート	「 <u>実務経験3年以上</u> 」+「 <u>実務者研修」(450時間以上かつ6月以上)</u> 」を経て, 介護福祉士となるルート(これに準ずるルートを含む。)	·法40条2項5号 ·規則21条3号
福祉系高校ルート	福祉系高校を卒業し、介護福祉士となるルート	·法40条2項4号 ·規則21条1号
EPAルート	経済連携協定(EPA)により入国し、介護福祉士となるルート	•規則21条2号

法律及び省令改正案(赤字部分が改正内容)

(注) 法:社会福祉士及び介護福祉士法

規則:社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

〇出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(抄)別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する 活動

〇出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)(抄)

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 - 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号 - までのいずれかに該当すること。 - 申請人が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第五号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十一条第三号に該当する場合で,法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。 - 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。